

ご提案にあたっての留意点

ご提案にあたっては、以下の事項につきご了承頂いたものとみなしますので、ご提案者の責任のもと、必ずご確認ください。

※ 以下の留意点は、一般的なものです。よって、案件によって不都合な点がある場合は、検討をいたしますので、ご相談ください。

- (1) 個人（個人で事業を営む方を除く）からのご提案は受け付けません。
- (2) ご提案者（提案に関係する者を含む）及びご提案内容が、次に該当する場合はご提案を受け付け、又は実現に向けた調整を行うことはできません。
 - ① 法令や公序良俗に反する場合
 - ② 横浜市の施策や規程等に反する、矛盾する又は抵触する場合
 - ③ 政治的・宗教的な関連性や要素がある場合
 - ④ 公共性・公平性に問題がある等、その他、横浜市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合
- (3) 提案内容や調整の結果により、前記（1）や（2）の事実が判明した場合、または、その他の諸事情により、今後、ご提案者との対話・調整を行わないこともあります。
- (4) ご提案に関する庁内外の関係者との調整には、非常に時間がかかることもあります。
- (5) ご提案内容や対話・調整の結果によっては、実現ができないことがあります。
- (6) ご提案は、ご提案者から本市への契約の申し込みとして扱うものではなく、対話の開始が提案についての契約の合意となるものでなく、本市がご提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。
- (7) 提案の成立・不成立にかかわらず、横浜市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費など一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償をいたしません。
- (8) 対話の結果又は法令及びや本市の契約上のルール等により、あらためてご提案に関して公募等の手続きが必要になる場合がありますが、その際に、本市がご提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただくこともあります。

ただし、ご提案者独自の権利やノウハウ等、公表によりご提案者に不都合が生じる情報について、提案者から利用を希望しない旨を共創推進課に明示されたものにつきましては、その利用につき協議・配慮をさせていただきますので、公募等の際には、事前に別途協議をさせていただきます。
- (9) ご提案後の対話及び案件実現後の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。

なお、ご提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、本市に故意または重大な過失がある場合を除き、本市は一切の責任を負いません。

- (10) ご提案は、横浜市のホームページ（共創推進室ページ）に、以下の①・②について公表をする場合がありますので、公表を望まない場合は、ご相談ください。
- ① ご提案時：提案タイトルの公表
 - ② 提案の実現後：ご提案者、具体的内容等
- (11) ご提案実現後は、本市の広報やPR等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することがあります。
- (12) ご提案（内容及び企画書等の資料など）は、実現に向けた調整を行うに当たって、必要な範囲で、本市の各関連部署及び調整に必要な諸機関に、情報の公開・提供を行うことがあります。
- もし、情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は、速やかに共創推進課の担当者まで、お伝えください。